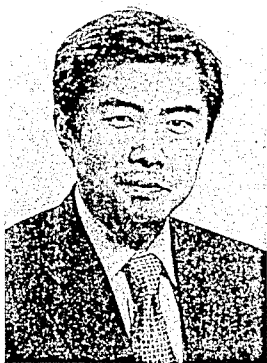


こうはら・のぶお＝桐蔭横浜大学法科大学院教授、同大コンプライアンス研究センター長。東大理学部卒後、東京地検特捜部、長崎地検次席検事などを経て05年から現職。島根県出身、52歳。



は、企業や官庁に対する国

食品の消費期限、賞味期限、産地等の偽装、建設資材の強度の偽装など、相次いで発覚する偽装問題で企業が厳しい社会的批判・非難を浴びている。その背景には、競争原理の徹底に伴う自己責任原則の前提として、商品・サービスの選択の材料としての情報の開示が強く求められていることに加えて、次のような事情があると思われる。かつての日本では、企業が批判・非難を受けるのは、企業活動に伴って具体的被害を発生させたり、危険を生じさせたりした場合であった。しかし最近では、被害や危険と関係のないデータの改ざんや隠蔽、偽装などに対しても激しい批判・非難が行われる。それは、企業や官

時評

ウェブ

2007.12.21

民の信頼が質的に変化したことと無関係ではない。かつての日本人は大企業や官庁の行うことを基本的に信頼していたが、バブル経済崩壊後、不祥事が相次いだことで、大企業や官庁に対する信頼が失われた。基本的に信頼され、安全性に影響がない範囲であれば、余計な情報は公表しない方がその信頼を維持することにつながる。

偽装と企業の説明責任

しかし基本的な信頼が失われていけば、企業活動や商品・サービスに関する情報をすべて正確に開示してはじめて信頼を確保することが可能となる。このような状況の中で、企業活動の実態や商品・サービスの内容に関して、企業の側に正確な情報の開示の徹底が求められ、それを隠蔽したり改ざんしたりする行為に対しては厳しい

批判・非難が行われるのである。客観的な「安全」さえ確保されていれば良かった時代から、安全であることについて消費者、関係者が「安心」できるような情報開示が求められる時代への、「『安全』から『安心』へ」のトレンドの変化と表現することもできる。

それは時代の趨勢とも言え、その方向性自体を否定することはできない。安全面、衛生面からの期限とは必ずしも一致しておらず、流通上の理解されることで、それが活用されることにつながる。

例えば、消費期限、賞味期限の問題であれば、それがどのような意味であり、食品の安全性や品質とどのような関係にあるのかが正しく理解されなければならない。従来は、消費期限、賞味期限は、安全面、衛生面からの期限とは必ずしも一致しておらず、流通上の理解されることで、それが活用されることにつながる。

きないであろう。しかし現在、それが本場に社会にとってプラスに作用しているかと言え、必ずしもそうとは言えない面もある。

商品を取り扱いの基準として機能しているに過ぎなかった。このような状況の下では、消費期限、賞味期限が過ぎていても食品衛生上、品質保持上問題ない食品について偽装が横行するのも、ある意味では必然だったと言えよう。JAS法で期限表示が義務付けられていることへの「法令遵守」対応として期限表示しているだけであ

り、その期限が、食品の供給・流通・消費において、実質的な「基準」として機能していなかったところに根本的な問題がある。

19年 12月 21日

電気新聞